

令和7年度第5回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月)午前9時30分から午前9時58分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 10人

1番	秋山 剛	2番	坂永年弘	3番	野津田はるみ
4番	田中智文	5番	小森山仁司	6番	瀬尾 毅
7番	木戸安江	8番	末宗龍司	9番	古城竹吉
11番	小寺 旭				

推1番	居神友久	推3番	上門三義	推4番	濱保敬志
推5番	向田定男	推6番	横山寿人	推7番	大野 宏
推8番	平迫 豊	推9番	井上安人	推12番	檜崎 登

4. 欠席委員 10番 竹内茂樹

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について（中間管理権の設定）

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

報告第7号 農地法第4条の規定による届出について

報告第8号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 9月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 皿海 真二

農地係主事 上藤 匠馬

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和7年度第5回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は、10番 竹内委員です。定数に達しておりますので、令和7年度第5回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手

元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、1番 秋山委員、4番 田中委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第12号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を横山委員お願いします。

【推6番 横山委員】 8月22日に野津田委員、代理人の3名で現地確認を行いました。申請地は、以前より譲受人が借りて耕作をされていたところであり、譲渡人が遠方に居住しており、高齢で耕作管理が困難であることから、この度譲り受けて引き続き耕作をされるということです。問題ないと思われます。

【議長】 続いて、番号2を大野委員お願いします。

【推7番 大野委員】 8月19日に平迫委員、代理人、事務局の4名で現地確認を行いました。申請地は、譲渡人の母が耕作していましたが、高齢となり耕作管理が困難であることから、すぐ近くに居住している譲受人と話しがまとまったということです。よろしくお願いします。

【議長】 続いて、番号3を上門委員お願いします。

【推3番 上門委員】 8月17日に古城委員と現地確認を行いました。譲渡人は以前より市外に居住しており、高齢で耕作管理も難しいということです。譲受人は、申請地が居住地から近いため、この度譲り受けて耕作をされるということです。問題はないと思われます。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第12号は許可妥当とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 12 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 13 号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 13 号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 から番号 3 を横山委員をお願いします。

【推 6 番 横山委員】番号 1 及び番号 2 は、借受人の先代の時から耕作をされているところであり、引き続き耕作をされるということです。番号 3 については、貸付人が体調不良のため耕作が難しいことから、近隣に居住している借受人に耕作を依頼したとのことでした。どちらとも問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 13 号は提案どおり承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 13 号は提案どおり異議なしとします。

【議長】続いて、議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 14 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を横山委員をお願いします。

【推 6 番 横山委員】8 月 19 日に野津田委員、代理人の 3 名で現地確認を行いました。申請地は長年耕作をされておらず、管理も追いつかない状態となっており、草が繁茂していました。この度周辺への影響を考え、土地を有効活用できる太陽光発電施設用地として申請をされたものです。水路も整備されているため排水に問題はなく、土地も現状のまま利用されるということです。問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号 2 を大野委員をお願いします。

【推 7 番 大野委員】8 月 19 日に平迫委員、代理人、事務局の 4 名で現地確認を行いました。農機具を収容する施設がないため、昭和 42 年に建てられて、譲渡人が農機具倉庫として使用されていたものを現状のまま譲り受けられるということです。顛末書

も添付があり、特に問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号3を加納委員ですが欠席の為、原稿を預かっておりますので事務局より読み上げます。

【事務局（上藤）】8月18日に竹内委員、代理人の3名で現地確認を行いました。申請地周辺は既に一帯的に太陽光発電施設用地となっている場所であり、譲渡人は管理が困難であることから譲渡されるということです。周辺にも影響がないことから問題ないと思われます。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第14号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第14号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第7号 農地法第4条届出及び第8号 農地法第5条届出について、一括して事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第7号及び第8号 報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、9月25日（木）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は9月25日（木）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和7年8月25日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人